

防衛省職員（任期付隊員（育休代替））の公募について

防衛省内部部局では、防衛省職員（任期付隊員（育休代替））を以下の要領にて募集します。

1 採用人数、業務内容等

採用区分	任期付隊員（育休代替）（一般行政事務）
採用数	12名（予定）
勤務先	防衛省内部部局（勤務地は以下のいずれか） 市ヶ谷地区：東京都新宿区市谷本村町5-1 曙橋地区：東京都新宿区片町1番1号 住友不動産市ヶ谷曙橋ビル
業務内容	庶務業務、文書管理業務、会計業務、その他一般行政事務
採用予定日	令和8年4月1日 ※開始日は採用者のご相談に応じます
任用期間	採用日から最初の3月31日まで ※更新の可能性がります

2 応募資格

- 高等学校卒業以上又は同等以上の学力を有する者
- パソコン（Outlook、Word、Excel、PowerPoint等）を使用した事務作業が可能な者

3 応募制限

以下に該当する方は応募できませんので、あらかじめご了承ください。

- 日本国籍を有しない者
- 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者
 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 応募書類

- 履歴書（別紙様式1） 1通
※必ず写真（6ヶ月以内に撮影したもの）を貼付してください。
※中学卒業以降の学歴、職歴を全て記入してください。
- 職務経歴書（様式自由） 1通

(3) 作文

(テーマ：これまでのご自身の職務経験や能力等を踏まえ、防衛省職員（任期付隊員（育休代替））として貢献できると考えること（別紙様式2）） 1通

※様式に1枚以内で作成してください。

5 応募方法

応募書類3点により1次選考を行います。

防衛省 HP 内の応募フォームより応募締め切り日までにご応募ください。締め切り翌日以降に送付されたものや郵送による応募は受け付けません。

【応募締め切り】 **令和8年1月5日（月）**

【応募に際して】

防衛省 HP に掲載している指定の様式（Word、Excel）をダウンロードしてご使用ください。指定の様式（Word、Excel）以外でご提出いただいた書類は受け付けませんのでご注意ください。（（例）PDF 形式、JPEG 形式は受け付けません。）

なお、応募状況によっては、締切前に募集を打ち切ることもあります。その場合は HP 上にその旨を掲示いたします。

6 選考日程

受付期間	令和7年12月12日（金）～令和8年1月5日（月）
第1次選考合格発表	令和8年1月中旬頃までに連絡 ※応募された方全員に、結果をメールで通知します。
第2次選考	順次実施 ※第1次選考合格者に、面接日程をメールでご連絡します。
最終合格発表	令和8年2月上旬頃までに連絡（予定）

7 選考方法

1次選考を行った後、通過者の方に対し2次試験（面接試験）を行い、採用者を決定いたします。

※ 選考結果につきましては、原則メールにてご連絡いたします。メールアドレスの記載誤りや受信設定にご注意ください。

※ 選考を通過された方に対し、2次試験の実施日等をご案内いたします。

※ 選考の状況又は日程の都合等によっては、3次試験が行われる場合があります。

8 採用形態

特別職国家公務員 防衛事務官 行政職俸給表（一）適用

9 待遇

- (1) 給与、各種手当は防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）に基づき支給します。
 - (ア) 採用時の給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。
 - (イ) 期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）：1年間に俸給等の4.6カ月分
 - (ウ) その他：通勤手当・扶養手当・住居手当・在宅勤務等手当・本府省手当・超過勤務手当等

経験年数例	俸給月額	地域手当	合計
高卒・経験年数1年	188,000円	37,600円	225,600円
大卒・経験年数5年	234,400円	46,880円	281,280円

※ 法令の改正等により、俸給・手当共に変動する場合があります。

※ 上記は目安であり、算出された経験年数等により実際の支給と異なる場合があります。

- (2) 勤務時間は1日7時間45分、原則、土日祝日はお休みの完全週休2日制ですが、業務都合によっては出勤いただく場合があります。（勤務時間を超えた分は超過勤務手当が支給されず。土日祝日に出勤した場合は代休があります。）
- (3) 休暇には年20日の年次休暇、病気休暇、介護休暇のほか、特別休暇（夏季・年末年始・結婚・出産・忌引・子の看護・ボランティア等）があります。
- (4) 健康保険及び年金は防衛省共済組合に加入となります。

10 その他

- (1) 受験に要する一切の費用は受験者の負担となります。
- (2) 提出された書類等は返却しませんので、あらかじめご承知おき下さい。提出された書類等は厳重に管理し、本件採用活動以外には利用しません。
- (3) 書類の提出後、住所等を変更したときには、速やかに下記問い合わせ先へ連絡してください。
- (4) 最終合格者の方には必要書類等を御提出いただきます。学歴・勤務証明書等が提出できない期間は、職務経験年数に通算されませんので御注意ください。
- (5) 提出書類等に虚偽の記載や申告がなされている場合には、採用予定が取り消される場合があります。
- (6) その他、不明な点は下記までお問い合わせ下さい。

（お問い合わせ先）

防衛省大臣官房秘書課 長根・平野

電話番号：03-3268-3111（代表） （内線）20203

メールアドレス：ikukyu@ext.mod.go.jp

受付時間：平日10時～17時